○総務省告示第三百八十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、立憲民主党から訂正の報告があったので、令和七年総務省告示第三百二十七号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十一月二十八日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
〔立憲民主党〕	〔立憲民主党〕
支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）	**支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）**
立憲民主党東京都第30区総支部	**立憲民主党東京都第30区総支部**
［略］	［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　支部政党交付金による支出の内訳	４　支部政党交付金による支出の内訳
経常経費　3,427,241	経常経費　3,427,815
［略］	［同左］
備品・消耗品費　1,268,166	備品・消耗品費　1,269,240
事務所費　1,880,634	事務所費　1,880,134
政治活動費　5,072,759	政治活動費　5,072,185
組織活動費　187,950	組織活動費　189,850
機関紙誌の発行その他の事業費　4,884,809	機関紙誌の発行その他の事業費　4,882,335
機関紙誌の発行事業費　524,340	機関紙誌の発行事業費　562,420
宣伝事業費　4,360,469	宣伝事業費　4,319,915
［略］	［同左］
５　支出項目別金額の内訳	５　支出項目別金額の内訳
（備品・消耗品費）	（備品・消耗品費）
支出の目的　金額　氏名　住所	支出の目的　金額　氏名　住所
［略］	［同左］
一件五万円未満の計　206,585	一件五万円未満の計　207,659
合計　1,268,166	合計　1,269,240
（事務所費）	（事務所費）
支出の目的　金額　氏名　住所	支出の目的　金額　氏名　住所
［略］	［同左］
事務所仲介手数料　115,500　〃　〃	事務所仲介手数料　115,000　〃　〃
［略］	［同左］
合計　1,880,634	合計　1,880,134
（組織活動費）	（組織活動費）
一件五万円未満の計　187,950	一件五万円未満の計　189,850
合計　187,950	合計　189,850